域のひろば

平成25年7月 中部地域

協議会

力 0) 支 え

信 頼 0) ţ

事 業 0) 発 展

人材派遣業界を取り巻く状況



슾 日本人材派遣協会 長 家 中 隆

て日頃より格別のご支援とご理解を賜り、この場をお借り しまして厚く御礼申し上げます。 中部地域協議会の皆様には、派遣協会の運営につきまし 氏

なら本格的な景気回復も期待できそうです。 る政治が行われ、要となる成長戦略がきっちり実行される 参両院のねじれが解消し、決めるべきことをきちんと決め 整があるものの円安、株高の傾向にあって、企業業績は好転、 先し、安倍政権が打ち出しました3本の矢により若干の調 景況感も上向いております。 来るべき参議院選挙により衆

現在の国内の状況を見ますと、日本経済の復活を最優

されており、この夏には取り纏めが行われるものと思われ に関する研究会)をスタートさせ、 ら有識者による研究会(今後の労働者派遣制度のあり方 ことになっています。これを受け、厚生労働省では10月か 期間の制限など現行改正法の問題点を根本的に論議する 遣法成立時に衆参両院でなされた付帯決議により、派遣 なりました。しかしながら、協会の活動もあって、改正派 率などの情報開示等、遺憾にも規制が強化される改正と 雇い派遣の原則禁止やグループ企業内の8割規制、マージン 遣の禁止などは国会での修正により削除されたものの、日 月1日から施行されております。 製造業派遣や登録型派 こうした状況下、昨年3月に成立した改正派遣法が10 既に14回の会議が実施

> スから人ベースに変更すること等、従来から主張している派 上程される可能性も出て来ています。 会などでの論議を経て、早ければ年明けには新しい法案が した研究会や秋以降に開催が予定されている労働政策審議 協会とは意見を異にする団体もありますので、今後、こう 遣協会の基本的考え方に対する理解を求めました。派遣 すること、政令26業務を撤廃すること、期間制限を業務べー 機会を得、3年を区切りに派遣社員のキャリア形成を支援 ます。派遣協会もこの研究会において2回ほどヒアリングの

り、派遣協会と類似の意見が主流をしめておりますので、 げられていますが、論議の方向は基本的には規制緩和であ ると思われます。 こうした政策会議の動向も我々の業界にとっては追い風にな れます。その中で派遣法の抜本改正もテーマとして取り上 ズになっており、わが業界にとっても前向きの施策が期待さ とか「民間人材ビジネスの活用」といったことがキャッチフレー の主催する主要な政策会議において、雇用対策に関しては 「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型へのシフト」 一方、規制改革会議や産業競争力会議など内閣府や官邸

関与して行きます。 重した制度に抜本的に変わるように協会としても積極的に 分かりやすく、派遣社員が望む多様な働き方を充分に尊 法が抱える問題を明らかにし、派遣先にも派遣元にもより いずれにせよ、今後の論議においては、現行の改正派遣

法関係で大きな変化があります。 した。この他にも高年齢者雇用安定法の改正など、労働 無期化、雇い止め法理の明文化、均衡配慮などが決まりま 施行されています。 改正法では5年を超えた有期労働者の 改正労働契約法も、この4月(一部は公布後即施行)から なお、派遣法のみならず有期労働者全体を対象にした 会員各社に於かれては、

> 旨に則り、法令遵守に徹した事業運営を改めて宜しくお願成立した法令にそれぞれ課題はあるにしても、その改定趣 い申し上げます。

が極めて重要であり、出産や育児で仕事を離れた女性が労 維持していくためには、若者や高齢者とともに女性の活用 協議会と連携しながら取り組みを進めて行く予定です。 界団体による横断的組織である「人材サービス産業協議会」 派遣という雇用形態で働いた場合でもキャリアがしつかりと 限られキャリア形成が難しいとの指摘があります。こうし 的向上が強く求められています。そうした中、派遣社員に 働市場に復帰しやすい環境整備に加え、女性労働力の質 日本の生産年齢人口が大きく減少するなか、国の活力を 通りですが、後者も今日的に脚光を浴びているテーマです。 キャリア形成支援」を掲げています。 前者については上述の 遣法抜本改正・各種労働法制への対応」と「派遣社員の においても「キャリア形成」が重要テーマとなっていますので、 形成される仕組み作りなどにも取り組み中です。なお、業 るため、簡易で使いやすい能力評価システムなどを構築し、 ているところです。 例えば、派遣社員の能力開発を促進す た状況を打破するため派遣協会でも様々な取り組みを進め ついては就労形態ゆえに正社員に比べて能力開発の機会が また、派遣協会では、今年度の2大重点事業として「派

実に取り組み、派遣を通じて我が国の繁栄と派遣で働く 念じております。 人々の幸福に貢献し、 すが、今後とも関係各方面の理解を得ながら、課題に着 上記のとおり、派遣業界として抱える課題は多々ありま 持続的に発展する業界でありたいと

上げます。 引き続き倍旧のご支援を賜りますよう宜しくお願い申し 中部地域協議会会員各社のご発展をお祈りすると共に

労働者派遣事業の適正な運営の確保に向けて

努めているところであります。



需給調整事業部長 内 昭 市

本年4月1日付けで、愛知労働局需給調整事業部長を

とご協力を賜り厚くお礼申し 部の業務推進に対してご理解 拝命しました。よろしくお願い申し上げます。 は、日頃より当需給調整事業 日本人材派遣協会中部地域協議会の会員の皆様方に

上げます。

平成 25 年度

事業所件数

1,423

▲ 1.1%

5,341

0.3%

6,764

製造

▲ 0.5%

1,704

0.3%

2,346

642

さて、

最近の愛知労働局

生じているところです。 所における派遣法違反事案は 然として派遣元・派遣先事業 あります。しかしながら、依 事業所数は増加しているもの 傾向にあり、一方、特定派遣 遣事業許可要件の強化」に伴 年10月からの「一般労働者派 に伴う景気の後退や2009 2008年秋以降の金融危機 管内の労働者派遣事業数は、 い、一般派遣事業所数は減少 増加幅は緩やかな状況に

0

平成 22 年度

製造

▲ 9.7%

1,559

3.5%

2,268

709

事業所件数

1,652

▲ 10.8%

4,958

3.2%

6,610

遣先の責務等、 新たに課せられた派遣元・派 開催するなど、法改正により 調整事業部としても説明会を が施行され、愛知労働局需給 日より「改正労働者派遣法 こうした中、昨年、10月1 制度の周知に

需給調整事業所数の推移

平成 20 年度

2,026

3.5%

4,724

15.2%

6,750

11.5%

—般

前年度比

特定

合計

前年度比

前年度比

労働者派遣事業〈年度別推移〉

製造

857

4.4%

1,498

19.3%

2,355

13.4%

平成 21 年度

785

▲ 8.4%

1,507

0.6%

2,292

1,851

▲ 8.6%

4,805

1.7%

6,656

愛知労働局 氏

半世紀以上経過したところですが、この間、1996年、 な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関す また、法律の名称もこれまでの「労働者派遣事業の適正 の安定を図る観点から、規制を強める法改正であります。 労働者派遣事業の不適正事案や派遣労働者の保護と雇用 を緩和する方向での改正でありましたが、今回の改正は、 や労働者の価値観の多様化などに対応するために、規制 ましたが、これまでの法改正の殆どは、産業構造の変化 1999年及び2003年と大きな法改正が行われてき 労働者派遣法は1986年7月に施行されて以来、

1.4% 1.6% ▲ 0.0% 0.1% 製造業務の労働者派遣を行う旨の届出をした事業所の件数 (内数) である。

平成 23 年度

製造

▲ 5.6%

1,637

5.0%

2,306

669

事業所件数

1,513

▲ 8.4%

5,160

4.1%

6,673

平成 24 年度

製造

▲ 3.6%

1,699

3.8%

2,344

645

事業所件数

1,439

▲ 4.9%

5,326

3.2%

6,765

職業紹介事業〈年度別推移〉								
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		
	事業所件数	事業所件数	事業所件数	事業所件数	事業所件数	事業所件数		
有料	1,214	1,231	1,237	1,184	1,222	1,229		
前年度比	22.0%	1.4%	0.5%	▲ 4.3%	3.2%	0.6%		
無料	35	57	177	189	192	190		
前年度比	20.7%	62.9%	210.5%	6.8%	1.6%	▲ 1.0%		
合計	1,249	1,288	1,414	1,373	1,414	1,419		
前年度比	22.0%	3.1%	9.8%	▲ 2.9%	3.0%	0.4%		

されたところでもあります。 目的規定にも「派遣労働者の保護・雇用の安定」が明記 派遣労働者の保護等に関する法律」に改められ、法律の る法律」から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

雇用の安定に努めてまいる所存です。 労働者派遣事業の適正な事業運営と派遣労働者の保護と の適正な運営」を最重点対策として、 に対して的確かつ厳正な指導監督を実施するとともに、 こうしたことから、当部としては、 引き続き違反事案 「労働者派遣事業

事業の適正な運営の確保に向けて労働関係法令遵守の徹 貴協議会並びに会員の皆様方には、引き続き労働者派遣 定は、早急に取り組まねばならない重要な課題でもあり、 ただくようお願い申し上げます。 底をお願いするとともに、派遣労働者の保護・雇用の安 は労働者全体の35%を超え、その処遇の改善、 最後に、派遣労働者をはじめとする非正規雇用労働者 職業能力の向上にも軸足を置いて事業運営をしてい 雇用の安

人材派遣業に於ける最新の相談状況について



日本人材派遣協会 相談センター 運営グループ 尾 リーダー 明 子

氏

動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 れましては、日頃から、当協会および地域協議会の諸活 中部地域協議会の会員の皆様を始め、関係各位におか

談項目件数は減少傾向となっています。 576件と比較すると約8%となっており、 数は、トータルで11,214件、平成23年度の13 別表をご覧いただきますと、平成24年度の相談項目件 全体的に相

別表 労働者派遣事業アドバイザー相談状況

かみ 万国名派追事来ハイリ 作成仏儿								
対象	相談	前年比(%)						
X) Ø	平成 24 年度	平成 23 年度	刑平北(%)					
スタッフからの相談	1,532	2,363	65%					
派遣元事業所 からの相談	8,773	9,910	89%					
派遣先からの相談	507	695	73%					
上記以外からの相談	402	608	66%					
合計	11,214	13,576	83%					

でしょう。

などの相談もあります。 家世られていましたが、施行後は減少し、現在では、労働契約法関係の質問が目立ちます。派遣法と労働契約法関係の質問が目立ちます。派遣法と労働契約法の禁止についての内容)が多くの質問(特に日雇い派遣の禁止についての内容)が多くの相談もあります。

の質問も相談内容となってきています。病と診断された方に対しての接し方や中途解約についてルス関連の相談も増加していることは否めません。うつまた、ここ最近の傾向として、うつ病等のメンタルへ

やってもいいものなのか?」「契約社員の話しがあって、をやってみないかと言われたけれど、契約にはないので

条件を聞いてみると賃金が下がってしまう。同じ有期契

談が多くみられるようになってきています。

「派遣先に、キャリアアップに繋がるから○○

らないのかという不満と、今後の生活の不安を訴える相安定が得られるのか?」等、年齢であきらめなければな事がないのは年齢のせいなのか?」「この先どうしたら中高年齢者から「登録したものの全く仕事がない」「仕

さまによる適切な対応がされたためと考えております。ましたが、昨今では減少傾向となっています。これも皆約の中途解除に起因した相談(苦情)が多く寄せられてい

最近の相談内容の傾向としましては、スタッフからは、

す。

たとえば、

以前の相談では、

派遣スタッフから派遣契

関連諸法規の法令遵守に尽力された結果と思っておりま変動を真摯な態度で受け止め、派遣法を始めとした労働

規制が強化された状況において、関係各位がこの

人材派遣業界が厳しい逆風にさらされ、

先の相互の信頼度を深めることになると考えます。 ・大の相互の信頼度を深めることになると考えます。 ・大の相互の信頼度を深めることで、派遣先が派遣制度に対して、説明を充分に行うことで、派遣先が派遣制度に対して、説明を充分に行うことで、派遣先が派遣制度を正しく理解することに繋がり、更には、派遣判的多業務の範囲・内容、派遣先行には、派遣契約に記さなければならない契約、派遣判に記さなければならない契約、派遣判が、の相互の信頼度を深めることになると考えます。

遠慮なく相談センターにご相談ください。
ことと存じますが、各種の疑問などございましたら、御迅速なマッチング機能を十分に発揮されていらっしゃる先との連携、派遣スタッフの就労保護に留意しながら、中部地域協議会の会員の皆様におかれましても、派遣

周知をお願いいたします。ますとともに、当協会相談センターのより一層の活用と末筆になりますが、皆様の益々のご発展を祈念いたし

TEL 03-3222-1605 9時3分~9時 月~金(祝日·年末年始は除く)般社団法人日本人材派遣協会 相談センター

日本雇用の活性化に貢献



会 長 牧 隆 弘中部地域協議会

氏

隆弘と申します。 この度、中部地域協議会の会長に選任されました、牧

日本径斉に目を句けると、衣然として楽観児できないに格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。中部地域協議会会員の皆様には、日頃より協議会運営

す。

「日本経済に目を向けると、依然として楽観視できない日本経済に目を向けると、依然として楽観視できない日本経済に目を向けると、依然として楽観視できない日本経済に目を向けると、依然として楽観視できない

参ります。
参ります。
参ります。
参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

参ります。

宜しくお願い申し上げます。動を推進して参りたいと存知ますので、何卒ご協力の程、動を推進して参りたいと存知ますので、何卒ご協力の程、合後、より一層日本人材派遣協会と連携を強化し、活

平成25年度 中部地域協議会役員組織

会 長

牧 隆 弘

中日本営業本部長 兼 西日本営業本部長 アデコ株

山本光子 三副会長(総務部会担当)

専務取締役 テンプスタッフ・ピープル㈱

副会長 (事業部会担当)

濱

森

健太郎

㈱リクルートスタッフィング

東海ユニット長

副会長 (会計担当)

理事ヒューマンサポート本部副本部長 株トヨタエンタプライズ

幹田事 (総務部会)

村 合 執行役員 パソナカンパニー 富美子 仁 東海営業本部長 株パソナ

ヤマハモーターアシスト株 代表取締役社長

マンパワーグループ株 東海統括部長

旭化成アミダス株

株ジョブコム 名古屋支店長

古 田 年 季 武

田

美

貴

増

田

泰

河

代表取締役

幹 西 事 (事業部会)

村 中 利 スタッフモア名古屋センターセンタ長 テルウェル西日本株

智佐登 株クロップス・クルー

猿

渡

代表取締役社長

中電興業㈱常務取締役

中電キャリアメイト担当

代表取締役社長 株ビーハーフ

荻

原

英

生

中

島

悦

雄

監事 玉 (監査) 懸

優

株サンスタッフ 常務取締役

平成24年度 中部地域協議会のあゆみ

研 会

第43回(平成24年10月19日メルパルクNAGOYA) ◎参加 48社 101 名

◎内容/講師

『労働者派遣法の改正について』

大阪大学大学院法学研究科 教授 嶌 典 明

◎終了後懇親会開催 参加39社 ⟨95
名⟩

日本人材派遣協会開催研修支援

平成24年12月1日

TKP名古屋駅前カンファレンスセンター

◎参加 15名

平成25年1月24日 ウインクあいち

◎参加 34 名

協議会PR活動

Webバナー広告掲載

(2)(1)報道関係者向け懇親会

平成25年2月20日

◎参加〈報道関係者〉 4社 5名様 〈派遣スタッフ〉3名

名古屋観光ホテル18階「オリオンの間

平成25年度 中部地域協議会の主な行事

研修会予定

第4回(平成25年10月18日メルパルクNAGOYA) ◎内容/講師

一部協議中

◎終了後懇親会開催

「地域のひろば」第20号の発行

平成25年7月29日配布・配信予定

広報活動

業の現状と今後の労働者派遣制度のあり方について ロビー活動やマスコミ対応を通じて、労働者派遣事 対外的な広報活動を行う。

会員企業募集中

業を募集中です。 合わせ下さい。 日本人材派遣協会 中部地域協議会では、新規会員企 入会その他については、左記までお問

連絡先

日本人材派遣協会 中部地域協議会

事務局 牧 隆弘

柴田 由美子

住所 名古屋市西区牛島町六—

名古屋ルーセントタワー4階

アデコ株式会社

T E L F A X 〇五二—五八六—三二七一 〇五二—五八七—二六五六

(本文中敬称は略させていただきました) 編集発行人

中部地域協議会

事業部会 荻 原 英 生

名古屋市中村区名駅四—二六—二二 名駅ビル6F

住所

∓ 450-0002

平成二十五年七月発行

T E L 〇五二 (五八六) 九六三一